

今治市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項の規定に基づき、今治市における第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に10円を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする。

(委任)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

第1号事業費単位数表

1 訪問型サービス費（1月につき）

（1）基本となる単位

訪問型サービス費（Ⅰ） 1,176単位

訪問型サービス費（Ⅱ） 2,349単位

訪問型サービス費（Ⅲ） 3,727単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービス事業所（今治市第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「基準要領」という。）第5条第1項に規定する指定訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問型サービス（基準要領第4条に規定する指定訪問型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれの区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス費（Ⅰ）は、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問型サービスが必要とされた者に当該サービスを行った場合に適用する。

イ 訪問型サービス費（Ⅱ）は、介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定訪問型サービスが必要とされた者に当該サービスを行った場合に適用する。

ウ 訪問型サービス費（Ⅲ）は、介護予防サービス計画において（1）に掲げる回数を超える指定訪問型サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は特段の事情により一時的な集中利用が必要と判断された事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に限る。）に当該サービスを行った場合に適用する。

注2 厚生労働大臣が別に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、所定の単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域に所在する指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号の規定に該当する地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する指定訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号の規定に該当する地域居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要領第26条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を超えて、指定訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定訪問型サービス事業所において指定訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の指定訪問型サービス事業所が指定訪問型サービスを行った場合は、訪問型サービス費は算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 指定訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（基準要領第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定通所介護予防リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定の単位数を加算する。

注2 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する

月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

（４） 介護職員処遇改善加算（1月につき）

注 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、加算を行うのは、1つの事業所につき次に掲げるいずれか1つの加算に限る。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（3）までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（3）までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（3）までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

（５） 介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）

注 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次にかかげるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（3）までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（3）までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 生活支援型訪問サービス費

(1) 基本となる単位

ア 週1回程度

(ア) 10分以上30分未満

生活支援型訪問サービス費 (I) 1 202単位 (1回につき 1月のなかで全部で4回まで)

生活支援型訪問サービス費 (I) 2 884単位 (1月につき 1月のなかで全部で5回以上)

(イ) 30分以上45分未満

生活支援型訪問サービス費 (I) 3 217単位 (1回につき 1月のなかで全部で4回まで)

生活支援型訪問サービス費 (I) 4 951単位 (1月につき 1月のなかで全部で5回以上)

イ 週2回程度

(ア) 10分以上30分未満

生活支援型訪問サービス費 (II) 1 205単位 (1回につき 1月のなかで全部で8回まで)

生活支援型訪問サービス費 (II) 2 1,767単位 (1月につき 1月のなかで全部で9回以上)

(イ) 30分以上45分未満

生活支援型訪問サービス費 (II) 3 220単位 (1回につき 1月のなかで全部で8回まで)

生活支援型訪問サービス費 (II) 4 1,900単位 (1月につき 1月のなかで全部で9回以上)

注1 利用者に対して、指定生活支援型訪問サービス事業所（基準要領第44条第1項に規定する指定生活支援型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の従事者（同項に規定する従事者をいう。以下同じ。）が、指定生活支援型訪問サービス（基準要領第43条に規定する指定生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれの区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

注2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の指定生活支援型訪問サービス事業所において指定生活支援型訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所以外の指定生活支援型訪問サービス事業所が指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、生活支援型訪問サービス費は算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 指定生活支援型訪問サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の指定生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援型訪問サービスを行った場合又は当該生活支援型訪問サービス事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の指定生活支援型訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 通所型サービス費

(1) 基本となる単位

| | |
|-----------------|-----------------|
| 通所型サービス費 1 (回数) | 384単位 (1回につき) |
| 通所型サービス費 1 | 1,672単位 (1月につき) |
| 通所型サービス費 2 (回数) | 395単位 (1回につき) |
| 通所型サービス費 2 | 3,428単位 (1月につき) |

注1 厚生労働大臣が定める施設基準第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所（基準要領第44条第1項に規定する指定通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所型サービス（基準要領第43条に規定する指定通所型サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次のそれぞれの区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定より算定する。

ア 通所型サービス費 1 (回数) は、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定通所型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援1の者に当該サービスを行った場合に適用する。

イ 通所型サービス費 1 は、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定通所型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援1の者であって、1月に4回を超えて当該サービスを行った場合に適用する。

ウ 通所型サービス費 2 (回数) は、介護予防サービス計画において、1週に2回程度の指定通所型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援2の者に当該サービスを行った場合

に適用する。

エ 通所型サービス費 2 は、介護予防サービス計画において、1 週に 2 回程度の指定通所型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援 2 の者であって、1 月に 8 回を超えて当該サービスを行った場合に適用する。

注 2 指定通所型サービス事業所の通所型サービス従業者（基準要領第 44 条第 1 項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。

注 4 指定通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

| | |
|------------------|--------|
| ア 通所型サービス費 1（回数） | 86 単位 |
| イ 通所型サービス費 1 | 376 単位 |
| ウ 通所型サービス費 2（回数） | 88 単位 |
| エ 通所型サービス費 2 | 752 単位 |

（2）生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」いう。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所型サービス事業所の通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（基準要領第 57 条第 2 号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（（6）の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

(6) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（8）の注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(8) 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

(9) 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準第110号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等第82号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月

につき所定単位数を加算する。

(10) サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第111号の規定により準用する同告示第23号イ及びロの基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア）事業対象者（週1回程度利用）・要支援1 88単位

（イ）事業対象者（週2回程度利用）・要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア）事業対象者（週1回程度利用）・要支援1 72単位

（イ）事業対象者（週2回程度利用）・要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（ア）事業対象者（週1回程度利用）・要支援1 24単位

（イ）事業対象者（週2回程度利用）・要支援2 48単位

(11) 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第15の2に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては3月に1回を限度として1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(13) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(14) 介護職員処遇改善加算（1月につき）

注 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、加算を行うのは、1つの事業所につき次に掲げるいずれか1つの加算に限る。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき)

注 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所n型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次にかかげるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(10) までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(10) までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

4 ミニデイ型通所サービス費

(1) 基本となる単位

ミニデイ型通所サービス費(Ⅰ) 1 288単位(1回につき)

ミニデイ型通所サービス費(Ⅰ) 2 1,440単位(1月につき)

ミニデイ型通所サービス費(Ⅱ) 1 296単位(1回につき)

ミニデイ型通所サービス費(Ⅱ) 2 2,664単位(1月につき)

注1 利用者に対して、指定ミニデイ型通所サービス事業所(基準要領第61条第1項に規定する指定ミニデイ型通所サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定ミニデイ型通所サービス(基準要領第60条に規定する指定ミニデイ型通所サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれの区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

ア ミニデイ型通所サービス費(Ⅰ) 1は、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定ミニデイ型通所サービスが必要とされた事業対象者及び要支援1の者に当該サービスを行った場合に適用する。

イ ミニデイ型通所サービス費(Ⅰ) 2は、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定ミニデイ型通所サービスを必要とし、利用回数が1月に4回を超えた事業対象者及び要支援1の者当該サービスを行った場合に適用する。

ウ ミニデイ型通所サービス費(Ⅱ) 1は、介護予防サービス計画において、1週に2回程度

の指定ミニデイ型通所サービスが必要とされた事業対象者及び要支援2の者当該サービスを行った場合に適用する。

エ ミニデイ型通所サービス費（Ⅱ）2は、介護予防サービス計画において、1週に2回程度の指定ミニデイ型通所サービスを必要とし、利用回数が1月に8回を超えた事業対象者及び要支援2の者当該サービスを行った場合に適用する。

注2 注1の各区分において、利用者の数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。

注3 指定ミニデイ型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定ミニデイ型通所サービス事業所と同一建物から当該指定ミニデイ型通所サービス事業所に通う者に対し、指定ミニデイ型通所サービスを行った場合は、1月につき次の区分に応じた単位を所定の単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

| | | |
|---|------------------|-------|
| ア | ミニデイ型通所サービス費（Ⅰ）1 | 71単位 |
| イ | ミニデイ型通所サービス費（Ⅰ）2 | 353単位 |
| ウ | ミニデイ型通所サービス費（Ⅱ）1 | 71単位 |
| エ | ミニデイ型通所サービス費（Ⅱ）2 | 635単位 |

5 機能向上型通所サービス費

（1）基本となる単位

| | |
|------------------|----------------|
| 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）1 | 204単位（1回につき） |
| 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）2 | 1,020単位（1月につき） |
| 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）1 | 209単位（1回につき） |
| 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）2 | 1,881単位（1月につき） |

注1 利用者に対して、指定機能向上型通所サービス事業所（基準要領第67条第1項に規定する指定機能向上型通所サービスをいう。以下同じ。）において、指定機能向上型通所サービス（基準要領第66条に規定する指定機能向上型通所サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、それぞれの区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

ア 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）1は、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定機能向上型通所サービスが必要とされた事業対象者及び要支援1の者に当該サービスを行った場合に適用する。

イ 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）２は、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定機能向上型通所サービスを必要とし、利用回数が１月に４回を超えた事業対象者及び要支援１の者に当該サービスを行った場合に適用する。

ウ 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）１は、介護予防サービス計画において、１週に２回程度の指定機能向上型通所サービスが必要とされた事業対象者及び要支援２の者に当該サービスを行った場合に適用する。

エ 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）２は、介護予防サービス計画において、１週に２回程度の指定機能向上型通所サービスを必要とし、利用回数が１月に８回を超えた事業対象者及び要支援２の者に当該サービスを行った場合に適用する。

注２ 注１の各区分において、利用者の数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。

注３ 指定機能向上型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定機能向上型通所サービス事業所と同一建物から当該指定機能向上型通所サービス事業所に通う者に対し、指定機能向上型通所サービスを行った場合は、１月につき次の区分に応じた単位を所定の単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）１ 50単位

イ 機能向上型通所サービス費（Ⅰ）２ 249単位

ウ 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）１ 50単位

エ 機能向上型通所サービス費（Ⅱ）２ 449単位

注５ 指定機能向上型通所サービスの１回あたりの提供時間は概ね90分以上とする。